紀美野町第１回定例会会議録

令和８年３月１９日（木曜日）

○議事日程（第５号）

令和８年３月１９日（木）午後１時３０分開議

第　１　議案第２７号　令和８年度紀美野町一般会計予算について（委員長報告）

第　２　議案第２８号　令和８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について（委員長報告）

第　３　議案第２９号　令和８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について（委員長報告）

第　４　議案第３０号　令和８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）

第　５　議案第３１号　令和８年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について（委員長報告）

第　６　議案第３２号　令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について（委員長報告）

第　７　議案第３３号　令和８年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について（委員長報告）

第　８　議案第３４号　令和８年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について（委員長報告）

第　９　議案第３５号　令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について（委員長報告）

第１０　陳情第　１号の１　町道山本線道路改良についての陳情（陳情前段）について（委員長報告）

第１１　陳情第　１号の２　町道山本線道路改良についての陳情（陳情後段）について（委員長報告）

第１２　発議第　１号　外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める決議案について

第１３　議員派遣の件

第１４　閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○会議に付した事件

日程第１から日程第１４まで

○議員定数　１２名

○出席議員

議席番号	氏　名
１番	徳田拓嗣
２番	中原和也
４番	藤井基彰
５番	上柏睆亮
６番	埴谷高夫
７番	美野勝男
９番	向井中洋二
１０番	伊都堅仁
１１番	美濃良和
１２番	七良浴　光

○欠席議員

３番　桐山尚己

○説明のため出席したもの

職　名	氏　名
町　長	小川裕康
副　町　長	細峪康則

教育長	中野卓哉
総務課長	曲里充司
企画管財課長	髙田真孝
住民課長	森谷克美
税務課長	調月克久
保健福祉課長	森谷善彦
子育て推進課長	黒﨑智帆
産業課長補佐	山本正起
建設課長	中前貴康
まちづくり課長	米田和弘
水道課長	長生正信
美里支所長	（米田和弘）
消防長	井川豊一
会計管理者	湯上増巳
教育次長	東浦功三
代表監査委員	芝﨑泰章

○欠席したもの

産業課長	吉見將人

○出席事務局職員

事務局長	井戸向朋紀
事務局書記	西本貴哉

開　議

○議長（七良浴　光）　　皆さん、こんにちは。

桐山議員から欠席届が出ていますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午後　１時３０分）

―――――――――――――――――――――――――

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　１時３０分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３２分）

一昨日、議員提出議案として発議第１号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明の後、審議・採決を行うことになりましたので報告します。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第２７号　令和８年度紀美野町一般会計予算について（委員長報告）

◎日程第２　議案第２８号　令和８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第３　議案第２９号　令和８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第４　議案第３０号　令和８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第５　議案第３１号　令和８年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第６　議案第３２号　令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第７　議案第３３号　令和８年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について（委

員長報告）

◎日程第８　議案第３４号　令和８年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について（委員長報告）

◎日程第９　議案第３５号　令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について（委員長報告）

○議長（七良浴　光）　　日程第１、議案第２７号、令和８年度紀美野町一般会計予算についてから日程第９、議案第３５号、令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算についてまで９議案を一括議題とします。

お諮りします。

本案についての口頭による委員長報告は、会議規則第４１条第３項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、口頭による委員長報告は省略することに決定しました。

委員長報告を省略することに決定しましたので、委員長に対する質疑を省略します。

これより討論に入ります。

これから議案第２７号、令和８年度紀美野町一般会計予算に対し、討論を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　それでは、私のほうから一般会計について反対の立場で討論を行ってまいりたいと思います。

今、国に対しましてもそうですけれども、国際情勢というものは大変ややこしいことになってきています。この状況の中で、国会のほうで、首相のほうで憲法を変える、そういうふうなことも言われたりされています。

そういうふうなことで、今もし憲法の改正ということがあったら大変なんですけれども、一般会計の中で防衛協会に対する支出があります。防衛協会というのは、これは自衛隊を応援するとともに、憲法改正を言っている団体であります。本来、自治体というのは憲法を守るというのが大前提であります。これはもう基本であります。そういうふうなことである中で、この防衛協会に、金額は大きくはないにしても、支出することは、

これは正しくないというふうに思います。

また、自衛隊員の募集のために国のほうからお金が来て、それを基に広報等にそれが載ってきています。これについても、自衛隊を町が、何ていうんですか、募集に協力していく、そして、自衛隊の隊員になった方が、戦争というふうな方向になってきていったた場合に犠牲になると。そういうふうなことが非常に心配されるような状況になってきている。実際、昨年は５，０００人余しの早期退職が、自衛隊の中で早期退職もあったようでございますけれども、そういうふうな中で、そういう募集をすることはいかがなものであるかというふうに思います。

また、行政事務等包括業務委託料、この中で、基本的に私は町内の方を町が基本的に雇って仕事をしてもらうということが必要かというふうに思います。でなければ、お金が外に出ていく。一つ、このシダックスという会社が入る中で、当然、シダックスももうけを取りますから、その分が出ていく。そして、働いてる方々が町内の方々ですから、その方々に直接行くほうが、それは理想であるというふうに思います。

また、小学校費の中で行政事務等包括業務委託料に、１３０万でしたか、草刈りの予算を計上されているようであります。こういうふうなことで、当然、この草刈りの仕事は、あえて行政事務等の包括業務委託料として業者に渡さなくても、町内にシルバー人材センターなどもございますから、そこに直接頼んでいくということが私は必要であると、そのように考えます。

また、天文台におけるバンガローについて、業者に指定管理をしておりますけれども、これについても、当然、働いている方々が町内の方であるかというふうに思いますけれども、そういうふうなことから、直接町内の方々に委託をしていくということが望ましい、そのように考えます。等々考えまして、この紀美野町の一般会計に私は反対いたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

１番、徳田拓嗣議員。

（１番　徳田拓嗣　登壇）

○１番（徳田拓嗣）　　賛成討論します。

これらの議案には様々な内容の施策が盛り込まれております。紀美野中学校の体育館空調設備があり、これで生徒たちが安心してクラブ活動や体育の授業も受けられます。

これら一時避難場所でもあることから、被災された方々が快適に過ごせるようになります。野上小学校、下神野小学校も９年度から着工予定もすばらしいことだと思います。

それから、高齢者タクシー等の補助金は、利用される方は大変にありがたいと思います。現在検討中のデマンド型タクシーも町民の人たちにとっても大きな期待となっております。

ひきこもりサポート事業も、現代社会においても欠かせない事業であります。

病児病後児保育事業も、紀美野町にとって画期的な施策であり、親御さんも助かります。

また、移住定住推進空き家改修事業も、この町にも若い人やこどもが来てくれることはすばらしいと実感します。家主さんも家がきれいになって返ってくることは最大のメリットであります。

教育支援センターも元吉見集会所の１階でされるということで、学校に通えないこどもたちの最大の居場所となることは間違いないのと、その親御さんにとって最大の居場所となることだと思います。

こうのこども園が休日の憩いの場所となることは、人と人とのつながっていくことの最大であります。

それから、保健福祉課の職員さんが頑張っておられる地域サロンは、地区にとっても、高齢者の孤独にならないし、健康の話も聞ける最大の憩いの場所であるとも言えます。これからも地域サロンも全力で応援していきたいと思います。

先日、産業建設常任委員会の所管調査で、真国宮の宮前橋の復旧が大幅完成しており、建設課の職員さんがここまで頑張ってこられたのかと実感いたしました。

紀美野町独自の高校生世帯応援手当支給も、現在、物価高騰で、昨日もガソリン代が過去最大になったいうことで、本当に助かります。これから間もなく届く商品券も、町民の人たちにはまだかまだかと大きく期待しております。水道料金も３月から数か月間基本料金減免されるのもすごく助かります。

まだまだその他様々な事業がありますが、どれも外せない事業であります。よって、これらの議案に賛成いたします。

（１番　徳田拓嗣　降壇）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　反対討論を行います。

その前に、予算の話でもしましたけれども、私、徳田議員さんの意見に賛成です。本当にいい施策がたくさんあるというのは実感しています。そこで、その上で指摘したいのは、最初に、美里中学校の廃校施設の取扱いに関する予算計上の不適切さというのを指摘したいと思います。

まず最初に、その不適切な予算を先にちょっとずらっずらっと述べてみます。総務管理費で財産管理費、使用料賃借料１２４万９，４００円、それから、皆これ不当と思われるものを言います。

教育総務費、教育諸費で需用費、電気代、電気代は４２万円計上されておりますけれども、６月１日以降は計上すべきでないと思います。２８万円減額するべきだと思います。

水道代も月割りで４月、５月分のみでいいと思います。４万８，０００円ですけれども、８，０００円になります。

それから、浄化槽の点検とか、そういう月数で割り切れないものについては、やはり全額カットがいいのではないかと思います。１万４，０００円。それから、清掃手数料、校舎、体育館両方ですけれども、３５万１，１００円、合わせてね。

それから、委託料で、消防設備の点検、これも１２万４，３８０円、雑草の草刈りが３万円含まれてますけれども、減額すべきだと思います。

それから、使用料の旧美里中学校ＡＥＤ３万６，９６０円、これについては、管轄を総務課に替えれば、私これは予算計上してもいいのだと思いますけれども、教育委員会でやるなら、これは反対です。その理由をこれから申し上げます。

当該施設は、宗教法人から借地している廃校であり、本年６月１日から学校法人に無償貸与されることになっています。契約上、維持管理費は学校法人が負担することとなっています。これはもう契約書を見れば一目瞭然です。しかしながら、本予算においては、教育費の中に当該施設の維持管理費用が１年分計上されています。また、電気代についても、これは非常に訳分かりませんけれども、６か月分が計上されており、貸与開始時期との整合性が全く取れていません。積算の妥当性にも大きな、重大な疑問があります。

予算は精査された根拠に基づき編成されるべきものであり、見込みの甘さを補正とか

流用とか不用額で残したらいいとか、そういう姿勢は、議会の議決を軽視するものと言わざるを得ません。加えて、行政財産、普通財産の財産区分も整理なされておらず、予算計上の前提自体が曖昧なものとなっています。このような基本的事項すら整理されていない予算をこのまま議決することは、議会としての責任を果たすことにならないと考えます。

また、学校法人への土地の無償貸付けは事実上の補助金になっています。しかもその経過たるや、まともな契約ではありません。契約に際して、相手方宗教法人が宗教法人法２３条に抵触し、公告もなされていないといいます。決議が善意の相手方なら無効にならないかもしれませんけれども、今回の町は善意とはならず、悪意の相手方となり、無効もあり得ます。事故や将来の役員に無効を訴えられたら対抗できません。町が学校法人との板挟みになることになります。このようなリスクをなぜ負わなければならないのか、行政の在り方として大いに問題があります。契約は有効だとしても、それは現実には通りません。

まだほかにも問題があります。これは私、最大の問題だと思いますけれども、町は募集要項で、募集要項の７、提案要件、（６）提案の留意事項に、（エ）において、屋内運動場は町地域防災計画で定められた指定緊急避難所及び指定避難所となっています。町民が避難を要する事態が発生した場合は避難所として使用することを優先し、事業者はその運営に努力することとしています。また、運動場は災害時にヘリコプターの離発着予定地であるため、有事の際はヘリコプター離発着場としての使用を優先するとあります。

しかし、契約書には災害の文言があるのは、第１１条、災害時の届出で、学校法人は、当該土地建物が災害その他の事故により滅失または毀損したときは、直ちにその旨を町に届け出て、町の指示を受けなければならないとしているだけ。災害の文字があるのはこの１１条だけです。しかも、先ほどの募集要項とは似ても似つかない内容です。この条文は町の募集要項の留意事項には全く関係のないものです。

つまり、次長答弁で避難所云々というのは、まさしく砂上の楼閣で、何の意味もなしません。契約上、学校法人は何らの制約を受けないことになっています。避難所として使用する場合は、行政財産の意味合いを大きく持つ。したがって、学校法人との契約において、特に重要な定めとして条文化されていなければなりません。特約で明文化する必要があったのです。契約の拘束力は、募集要項はあくまで公募の条件であり、最終的

に結ばれた契約書の内容が全てを上書きします。契約書のない義務を事業者に強制することは法的根拠を欠くことになります。重大な誤謬です。

次に、無償貸与の根拠喪失と言えます。地方自治法上、この場合、行政財産と普通財産の混同が見られますが、どちらにしても、無償貸与には高い公益性が求められます。避難所として使うから無償との説明が一部ありましたけれども、契約書にそのような義務がないのであれば、不当に財産を無償で貸し付けている、財産管理の怠慢との指摘はなおさらの問題と思われます。

そして、後づけの協定、後から協定を結べばいいというような、これはまさしく後づけの協定の脆弱性について述べています。本契約が済んだ後で協定を締結するにしても、結ぶ協定は、事業者からすれば、拒否や条件交渉が可能な立場にあります。りらさんはそのようなことはしないとは思いますけれども、そういうことが可能なんです。町側が不利な立場、お願いする立場で防災協定を結ぶことになり、主導権を失ってしまいます。上位にあるべきはずの町防災計画が契約の下位になるおそれがあるのです。とても容認できません。

また、町再生エネルギーの問題も取り上げます。町再生エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例及び施行規則がないがしろにされています。事業者が替わっても説明会を開催しない、廃棄処分費用計画が出されていないことを当然としている、営農者、管理者不在の実態があるのに対処しない等々、枚挙に切りがありません。

また、スポーツ公園では、指定管理選定後にＳＰＣが設立されており、何ら審査されていないことが明らかになっています。特定の営利企業であるＳＰＣの本店を管理棟に置くなどの便宜供与がなされています。指定管理者たる資格に疑問がつくのです。

確かに住民福祉に根差した様々な予算措置がなされています。それは冒頭述べたとおりです。しかし、このように行政実務が適正になされていないのがこの予算措置です。さきに述べたことは、予算執行に関して重大な疑念を生じさせます。以上によって、本予算に反対いたします。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

２番、中原和也議員。

（２番　中原和也　登壇）

○２番（中原和也）　　議長の許可を得て、令和８年度紀美野町一般会計予算につい

て賛成の立場から討論を行います。

私は本予算に賛成いたします。しかし、それは決して全面的な賛同を意味するものではありません。本予算には評価できる施策が盛り込まれている一方で、町の行財政運営の根幹に関わる課題も今回の審査を通じて明らかになりました。本日は、評価すべき点は率直に評価した上で、今後の行政運営の改善につながることを願い、その課題についても町民の代表として申し上げたいと思います。

まず、本予算において評価すべき点を申し上げます。本町の財政状況は、人口減少の進行と自主財源の乏しさという構造的な課題の中にあります。そうした厳しい条件の下で、限られた財源を住民生活に直結する分野へ配分しようとする姿勢は評価するものであります。特に本予算では、子育て支援、福祉施策、生活支援など町民の日常生活を支える分野に重点が置かれており、行政として住民生活を守ろうとする姿勢は一定評価できるものであります。

また、令和９年度を始期とする長期総合計画の策定に着手することは、本町の将来像を改めて整理する重要な機会であり、今後のまちづくりの方向性を示す取組として期待するところであります。このように、本予算には厳しい財政環境の中で行政として努力している点が見られることをまず申し上げておきたいと思います。

一方で、今回の審査を通じて強い懸念を抱いた事項もあります。それは旧美里中学校、普通財産の無償貸付けに関する問題です。町の財産は町民全体の財産であり、その活用については、極めて慎重な判断と十分な説明責任を求められます。

ここで議場の皆様に一つ問いかけたいと思います。町民の大切な財産である公共施設の活用について、議会として十分な説明と議論が尽くされたと言えるでしょうか。私はこの点について大きな疑問を持たざるを得ません。今後、公有財産の重要な活用判断については、議会への説明責任をより丁寧に果たしていただくことを強く求めます。

また、今回の審査では、固定資産台帳の活用、事務事業評価制度、公共施設の老朽化指標など、予算編成の基礎となる制度が十分に機能しているかという点についても課題が浮き彫りになりました。これらは単なる事務手続の問題ではなく、将来世代に責任ある行財政運営を行うための基礎となる制度であります。制度を整備し、予算編成にしっかりと生かしていくことを強く求めたいと思います。

本予算には、子育て支援や福祉施策など、町民生活を支える重要な施策が数多く含まれております。そのことを踏まえ、本予算を否決することは住民生活に影響を与えるこ

とから、私は本予算に賛成いたします。

私たち議会には、町民の負託を受けて行政を監視し、よりよい町政へ導く責任があります。予算とは単なる数字の積み上げではなく、この町の進む方向を示す行政の意思そのものであります。本日の議論と判断は、将来この町の行政運営が評価される際の重要な記録となるものであります。執行部におかれましては、本日の議論を真摯に受け止め、今後の行財政運営の改善につなげていただくことを強く期待いたします。

以上、本予算に賛成することを表明し、私の討論といたします。

（２番　中原和也　降壇）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第２７号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２７号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（七良浴　光）　　起立多数です。

したがって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第２８号、令和８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　それでは、私のほうから、国民健康保険会計ですか、の予算に対しまして、反対の立場で討論を行ってまいりたいと思います。

この国民健康保険につきましては、この会計は今まで市町村ごとにありました。そして、その間、紀美野町は一生懸命努力いたしまして、その結果、かなり低い数字でやってきたというふうに思います。そして、この基金も１億４，０００万というものが現在

置かれています。

せっかくここまで努力してきたんですけれども、県下統一していくというふうな方向が出てきまして、いよいよ令和１２年度に統一が完成するというふうな説明がされました。当然、各市町村によって条件が違うわけで、紀美野町のように非常に広い地域で、医療が、何ていうんですか、受けやすいところ、それから受けにくいところがあるわけで、非常に地域によって影響が違います。また、来年度ですね、８年度から紀美野町内の診療所の医師も常駐ではなくなると。そういうふうなことになってきています。

ですから、本来ならば、すぐに医療が受けられる、そういうふうな自治体、しかもかなり高いレベルの医療を受けられる、そういうところと、そういうふうになかなか医療の受けられにくいところがあるならば、それは条件が違うわけで、また、この国民健康保険は、かかればかかるほど保険税が上がっていくというふうなことにもなっています。もちろん県下で紀南のほうに行けばそういうふうなところが多くなるわけでございますけれども、いずれにしても、そういうふうなところが果たして統一していいのかどうか、まずそこのところ、紀美野町としても申し上げていかなきゃならない、そのように私は思います。思うだけじゃなくて、当然、町長においてもその点について、統一するべきじゃないということを、そういうふうな立場を取ってもらいたいと思います。

何にしても、今現在、四つの、均等、平等、それから所得、そして資産というふうに四つのところで見ていたんですけれども、今、資産のほうをなくしていく、そういうふうな方向に向かってきています。そういうふうなことで、この資産の分が当然、ほかの均等、平等、あるいは所得のところにのってくるわけで、そこのところについても問題があるかというふうに思います。

本年度も、そういう点から、国保会計の国保税が上がっていくということで、審査をする中でお聞きしてまいりましたら、大体１万数千円ですか、上がるというふうなことであります。しかもこの上がり方が、上がるわけでございますけれども、当然、皆一緒にということであるなら分かるんですけれども、社保と国保では違うと。社保の場合は労使折半というふうな形で安くなるわけであります。国保の場合はそれを全部国保に入っている方々が負担しなければならない、そういうようなことの問題もあります。

そういうことで、当然それを、国保のところを考えるならば、町のほうからその分を上がらないようにしていくのが妥当であるというふうに思います。実際に１億４，０００万の基金があるということであるならば、それをもっと活用して、国保税が上がらな

いように当然考えていかなきゃならない、そういうふうに思います。そういうことで、今回のこの国保会計に対しまして、私は反対いたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第２８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２８号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（七良浴　光）　　起立多数です。

したがって、議案第２８号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第２９号、令和８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第２９号を採決します。

議案第２９号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第３０号、令和８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　それでは、紀美野町後期高齢者医療特別会計について反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

今年度、最高限度額が８０万から８５万に上がるということであります。１人当たりにいたしましても上がるということで、非常に町民の皆さん方にとっても、また後期高齢者、７５歳以上の方にとっても大変負担になるかというふうに思います。何にしても、紀美野町の方々、よく言われるところの１％ですか、大変高い所得を持っておられるごく１％の方々に対して、圧倒的に紀美野町の方々については問題にならないところであるかというふうに思います。

それで、８０万から８５万ということで、この５万円ですけれども、そこの境目の方にとっては大変大きいものがある。さらに、全体に保険料が上がるということについては、これだけ物価が上がり、大変苦しい生活の中で、また年金もほとんど上がらないというふうな状況があったりする中で、大きな負担になっていくというふうに思われます。そういうふうなことから、後期高齢者の医療特別会計予算に反対いたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　反対討論ありませんか。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　反対討論を行います。

初めて子育て支援分が上乗せされました。町では、予算書見ますと、３８０万円ほどの上乗せがされます。制度の性格としても整理が必要です。医療制度でありながら、子育て支援なんていうのはちょっとおかしいのではないかと思います。１万五、六千円の引上げだそうですけれども、高齢者にとっては本当にこたえる額です。

また、私、予算審査のところでちょっと間違ってまして、認識が間違っていました。

８５万を支払う人は五、六百万とか４００万とか、少なかったら４００万ぐらいの所得って言ったんですけど、それはちょっと間違いでして、７００万から９００万ぐらいの所得の人になるそうです。町では少ないかもしれませんけれども、全体的に皆さんの保険料が上がるわけですから、こういったものには賛成はできません。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第３０号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第３０号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（七良浴　光）　　起立多数です。

したがって、議案第３０号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第３１号、令和８年度紀美野町介護保険事業特別会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　予算審議の中で、３年目ということですけれども、既に私、負担は限度額を超えていると思います。今後も上昇傾向は続くと思われます。制度上の軽減措置はありますが、対象が限定的であり、多くの高齢者にとっては実質には負担増になっているのが実態であります。介護保険料は制度開始時の２倍以上に増加しており、今後も上昇が見込まれる中で、高齢者負担は確実に多くなっています。低所得者の減免措置の拡充を今より一層拡充するように求めて、私は反対といたします。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第３１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第３１号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（七良浴　光）　　起立多数です。

したがって、議案第３１号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第３２号、令和８年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第３２号を採決します。

議案第３２号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第３３号、令和８年度紀美野町農業集落排水事業会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第３３号を採決します。

議案第３３号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第３４号、令和８年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決します。

議案第３４号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第３５号、令和８年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第３５号を採決します。

議案第３５号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第１０　陳情第１号の１　町道山本線道路改良についての陳情（陳情前段）について

○議長（七良浴　光）　　日程第１０、陳情第１号の１、町道山本線道路改良についての陳情（陳情前段）について議題とします。

総務文教常任委員長から陳情の審査経過及び結果について報告願います。

美野勝男委員長。

（総務文教常任委員長　美野勝男　登壇）

○総務文教常任委員長（美野勝男）　　去る２月２５日の本会議で総務文教常任委員会に付託されました陳情第１号の１、町道山本線道路改良についての陳情について、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、議長から趣旨説明がありました。陳情書前段に記載のとおり、現在、指定避難施設となっている真国区民センターについては、令和５年６月２日の大雨時に濁流が迫り危険であったことから、避難者に高台に移動してもらったということがあります。地元にあるお寺から、緊急事態の際には避難所として使用していただきたい旨の申出があるのとことで、新たにお寺を指定避難所とするよう陳情されたものであるとのことでした。

委員から、まずは現場確認が必要であるとの意見があり、委員会で諮ったところ、賛成多数であったため、現地において状況を確認しました。その後、委員会室にて引き続き審査を行い、所管する総務課に質疑を行いました。主な質疑と答弁については、次のとおりです。

委員から、陳情についての総務課の意見を求めたところ、地域の思いは大変重く受け止めているが、これまで公共施設以外の施設を正式な避難場所として認定した事例はなく、安全性の確認や管理体制、開設時の運営方法など整理すべき課題もあることから、

避難場所としての認定については慎重に検討する必要があるとのことでありました。しかしながら、地域の安全確保という観点から、仮に避難場所として活用する場合には、現在の避難場所に準じた対応になると考えるが、そのための施設の状況確認や運営方法など様々な事項について調整が必要であり、今後、関係者と十分協議を行いながら必要な調整に努めたいとのことでありました。

委員からは、施設の耐震状況や地滑りなど十分調査の上で見解を示してもらいたいとの意見があり、様々な要因で避難所に認定しづらいというところもあるので、総合的に判断し、調整したいと考えるとのことでした。

また、委員から、新しく高台に別の施設を指定するという考えはないのかという質疑に対し、施設の確保が難しく、適地を探すのが容易ではないことから、当分の間は今までどおり真国区民センターを避難施設にと考えているとのことでありました。

質疑の後、委員から、特に当該お寺の下の集落、真国川の南側に位置する蓑垣内地域の住民が避難する場所がないということで困ることから、準避難場所としてでも構わないので、そのように扱われるべきであるとの意見があり、陳情の趣旨に異を唱える者はおらず、採決した結果、陳情第１号の１は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

（総務文教常任委員長　美野勝男　降壇）

○議長（七良浴　光）　　委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから陳情第１号の１に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから陳情第１号の１を採決します。

陳情第１号の１に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号の１は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第１１　陳情第１号の２　町道山本線道路改良についての陳情（陳情後段）について

○議長（七良浴　光）　　日程第１１、陳情第１号の２、町道山本線道路改良についての陳情（陳情後段）について議題とします。

産業建設常任委員長から陳情の審査経過及び結果について報告願います。

上柏睨亮委員長。

（産業建設常任委員長　上柏睨亮　登壇）

○産業建設常任委員長（上柏睨亮）　　去る２月２５日、本会議で産業建設常任委員会に付託されました陳情第１号の２、町道山本線道路改良についての陳情（陳情後段）について、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、議長から趣旨説明がありました。陳情書の前段においては、高台に位置する蓑垣内地内のお寺を指定避難施設としてほしい旨記載されており、当委員会に付託されました陳情書後段においては、同施設に通じる町道には駐車場所や回転場所がないことから、改良について陳情されたものであるとのことでした。

委員から、まず現場確認が必要であるとの意見があり、委員会で諮ったところ、賛成多数であったため、所管課である建設課同行の下、現場において状況を確認するとともに、建設課から説明を受けました。その後、委員会室において引き続き審査を行いました。

委員からは、現場を確認したところ、当該町道についてはかなり傷んでおり、整備が必要であるとともに、令和５年６月の真国川が氾濫した際には、現在の避難施設として指定されている真国区民センターに濁流の危険が迫ったということで、地元住民も大きな不安を抱いている点や、今後また真国川が氾濫した場合は、真国川の南側の住民がどこにも避難ができずに、当該お寺が避難施設として指定されるか否かにかかわらず、逃げ込まざるを得ない事態を想定されている点を考慮し、また、近隣地区の区長さんはじめ､お寺の総代長なども協力する意向があるとのことも踏まえて、道路改良の必要があるとの意見があり、陳情の趣旨に異を唱える者はおらず、採決した結果、陳情第１号の２は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

（産業建設常任委員長　上柏晥亮　降壇）

○議長（七良浴　光）　　委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから陳情第１号の２に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから陳情第１号の２を採決します。

陳情第１号の２に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号の２は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第１２　発議第１号　外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める決議案について

○議長（七良浴　光）　　日程第１２、発議第１号、外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める決議案について議題とします。

提出者、美濃良和議員、説明願います。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　それでは、私のほうから提案説明をさせていただきたいと思います。

発議第１号、令和８年３月１７日、紀美野町議会議長、七良浴　光様。

提出者は美濃良和、賛成者は埴谷高夫議員、桐山尚己議員です。

このことについては、もう皆さん重々御存じのように、２月の２８日に突然、宣戦布告もなしにアメリカとイスラエルがイランに攻撃を開始すると。そういうふうな事態が起こりました。そこで、当然、一般人は避けなければならないのに、南部のほうで女子

の学校がその対象になって、先生も含めて１７０人余しの人が、生徒と先生が亡くなると。そういう悲惨なことも起こっています。

等々、そういうふうな問題から始まりまして、大変なことになっているんですけれども、当初、アメリカは核問題が、イランがけしからんと。核兵器を製造の準備をしてるんじゃないか、こういうふうに言っておりましたけれども、この問題について、オマーンという国を仲介にして核問題の交渉をしておりましたけれども、随分と話が進みまして、そしてイランのほうが折れてくると。もう一回会議をするということで決めた矢先に攻撃が始まったと。

こういうふうに見てみましたら、以前、イラクのときもそうでしたけれども、イラクには核兵器があるということで、当時の大統領が、ＩＡＥＡですか、そこのまだ調査の途中であるにもかかわらず攻め込んでいったというふうなことがございました。こういうふうなことで、恐らく核兵器の問題については、今言いましたように、解決がもう目前におったと。実際の攻撃内容が何であるんか分からないような状況で今も進んでおります。

こういうふうなことで、周辺の国にイランのほうが反撃をすると。これは当然、国を攻撃するんじゃなくて、その国にあるアメリカ基地が報復の対象としてやっているわけでございますけれども、大変な状況になってきています。

それは、ホルムズ海峡という、日本の場合は石油等の日本に輸入してくる、その大事な輸送船が通るところでございますけれども、ここのところで９割の石油がそこを通ってくるということでございます。これが封鎖されていった場合に、日本にとっては大変なことで、原料となる石油、重油等の問題もございますけれども、それを材料にして、例えば化学的な薬品、あるいは肥料、また農薬も入ってこなくなることになりますから、当然、日本の農業にとっても大変な状況であると。これはもう食料自給率が一気に落ちてしまう、そういうことが心配されるわけであります。

紀美野町におきましても、さきの委員会で審査をする中で私のほうでもお聞きしたんですけれども、紀美野町の普通交付税が３５億円を予定しています。ところが、説明の中でも書いておりますけれども、国税が好調ということから、この３５億円を予算化してるんだと、そういうことであります。

今後、今、高市首相になって、ここのところをちゃんとしていかなければ、戦争が長引けば長引くほど、紀美野町にとっても大変なことになってくる。しかも、２年前から

臨時財政対策債がなくなってきている。予算ができなくなってきている。そういうふうな状況の中で、たくさん、先ほど皆さん方がこの予算はすばらしいということで討論もございましたけれども、それが実際に使われなくなってくる、大変な状況になってくることが考えられます。等々なことから、この戦争が早期に終わるように、国としても、日本としても、同盟国ですからね、アメリカに対して要請していくと。そういうことが当然大事かというふうに思います。

決議案については、私のほうから読み上げたいと思います。

外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める決議。

令和８年２月２８日、アメリカとイスラエルは、イランに対する軍事攻撃を開始した。首都テヘランほか各地に空爆が行われ、イラン最高指導者ハメネイ師が死去したことをイラン国営放送が報じている。

今回のことでホルムズ海峡が実質的に封鎖され、原油輸送に影響を及ぼし、日本国内でもガソリン・電気・ガスなどエネルギー価格が高騰し、物価高に追い打ちをかけるように影響がではじめている。

アメリカとイランは、これまでも歴史的経緯から、関係が悪化している期間が長く続いている。しかし、いかなる理由があろうとも、国際法を無視した武力攻撃を行い、幼い子どもを含め、罪もない一般市民に多くの犠牲者を出したことは許されるものではなく、戦争ほど悲惨で残酷なものはないことを如実にあらわしている。

日本政府におかれては、当事国をはじめ各国に対して、国際法を遵守し武力ではなく対話を基調とした外交努力により、中東地域の現状について早期に事態収拾を働きかけることを、「非核・平和自治体宣言」を行っている紀美野町の議会として求める。

以上、決議する。

以上、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたしまして、提案を終わらせていただきます。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから発議第１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

２番、中原和也議員。

（２番　中原和也　登壇）

○２番（中原和也）　　私は本決議案に対し反対の立場から討論を行います。

まず初めに、世界の平和を願い、武力によらない解決を求める思いについては、私も全く同じであります。罪のない市民、とりわけこどもたちが犠牲となる現状は決して容認できるものではありません。

しかしながら、本決議案については、地方議会としての役割と責任という観点から、慎重であるべきと考えます。本来、外交及び安全保障は国の専権事項であり、地方議会が直接関与し得る分野ではありません。その中で、本議会が国外の紛争について決議を行うことがどのような実効性を持つのか、また、どのような具体的効果をもたらすのかについては明確とは言えません。

加えて、本決議案に記載されている国際情勢について、地方議会として十分な事実確認を行うことは容易ではなく、その点においても慎重な対応が求められるものと考えます。

さらに申し上げますと、我が国においては、沖縄の基地問題をはじめ、長年にわたり解決に至っていない問題が存在しております。私の母親も沖縄県出身で、私が幼い頃から沖縄の基地問題の深刻さを聞かされてきました。本土の人には理解できないだろう、本土の人には理解する気がないだろうという母の強い思いを聞いて育ってまいりました。まずは国内におけるこれらの課題に真摯に向き合うことこそ、地方議会としての重要な責務ではないでしょうか。紀美野町議会としては、町民の生活に直結する課題、地域の将来に関わる政策にこそ力を注ぐべきであると私は考えます。

以上の理由から、本決議案については賛同することができず、反対とさせていただきます。

（２番　中原和也　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　賛成討論を行います。

イスラエル、アメリカの今回の暴挙は国際法違反というのはもう明確になっています。誰もそれを否定することはできないでしょう。地方議会がこういう決議をするというの

は、意思を示す、地方自治体の専権事項ですから、意見書を出すというのは。これは別に、それが国政に関することであれ、世界的な問題に関することであれ、それは自由な意思でこの紀美野町議会が態度を示して何らおかしいことはないし、そういう意見を申し述べる権利があると私は思っています。

蛮行が行われて、市民が亡くなっていると。国民が亡くなっていると。私、イランの反撃についても、もちろんこれは許されるべからずというのは、私は思っています。反撃権があるとしても、やたらにミサイルを関係周辺の各国に打ち込むこと自体も、私、よしとしません。私たちとしては、この紛争を一刻も早く止めるということを町議会の意思として示すことをここに求めているだけの問題です。したがいまして、人道主義の観点から、議会において意見を上げるというのは本当に正しいことだと思っています。

以上で賛成討論とします。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

１１番、提出者ですんで。

○１１番（美濃良和）　　本来はできるんですよね。だから、申合せということでも非常におかしいと思うんです。少数意見も大事にしてもらいたいと思いますが。

○議長（七良浴　光）　　申合せ事項がありますので、発議者の討論については御遠慮願います。

○１１番（美濃良和）　　申合せは全会一致でなければならんと思いますけども、そんなものが賛成多数で少数意見を抑えるというのは非常に大きな問題だと思います。いかがでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　申合せ事項として決定しているものを変更する場合は、事前に全員協議会等での発議で訂正を求めていただくこととします。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから発議第１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（七良浴　光）　　起立少数です。

したがって、発議第１号は否決されました。

◎日程第１３　議員派遣の件

○議長（七良浴　光）　　日程第１３、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第１４　閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長（七良浴　光）　　日程第１４、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第１回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後　２時４８分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年３月１９日

議　　長　　七良浴　　光

議　　員　　美　濃　良　和

議　　員　　徳　田　拓　嗣